

## 申請方法

市役所、区役所の窓口での受け付けは行っていません

申請期限  
8/25(火)  
(郵送は消印有効)

## 郵送



1 市から世帯主宛てに申請書が届く

5/18から順次発送しています。  
※申請書が届いていない場合は下記お問い合わせセンターにご連絡ください

2 記入済みの申請書と必要書類を市へ郵送

必要書類を添付して同封の返信用封筒で返送してください。

3 口座に給付金が振り込まれる

受け付け後、10日ほどで口座に振り込みます。

## 添付が必要な書類

- ①世帯主の本人確認書類の写し…運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、パスポート、障害者手帳 など
- ②振込先口座確認書類の写し……金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面 など

## オンライン

マイナンバーカードなどを持っている世帯主の方が対象

マイナポータル [検索](#)

マイナポータルサイト(国が運営するオンラインサービス)からの申請は、5月下旬から受け付けています。署名用電子証明書の暗証番号を忘れた場合やロックがかかった場合には、区役所の窓口で初期化の手続きを行う必要があり、給付まで時間がかかりますので、郵送での申請をおすすめします。

## 必要なもの

- ①世帯主のマイナンバーカードと暗証番号 ②振込先口座確認書類 ③マイナンバーカード対応のICカード読み取り機と対応するパソコンか、マイナンバーカードの読み取りに対応する、アプリ「マイナポータルAP」をインストールしたスマートフォン

## 特別定額給付金に関する問い合わせ先

## 特別定額給付金お問い合わせセンター

札幌市 特別定額給付金 [検索](#)

☎351-6468 毎日9時～18時 (8月以降は平日のみ。10/30(金)まで)

## 給付金を装った詐欺にご注意を!

「申請を手伝う」などとかたまって、皆さまの金銭や個人情報を奪おうとする詐欺が発生しています。他人に口座番号、暗証番号、マイナンバー、通帳、キャッシュカードなどを、教えたり渡したりしないでください。

市や国が下記を行うことは絶対ありません

- ATM(現金自動預払機)の操作をお願いする
- 給付のために手数料の振り込みを求める
- メールを送りホームページへ誘導して申請を求める

怪しいと思ったらご相談を

- 消費者ホットライン ☎188
- 警察相談専用電話 ☎9110
- 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188

# 新型コロナウイルス感染症に関する生活支援のお知らせ

この特集では、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けている暮らしや経済活動を支援する制度・相談窓口のほか、感染を防ぐために実践していただきたいことをお伝えします。

この特集の他にも、新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信しています

- ・本誌17ページ～22ページ「札幌市からのお知らせ」にも、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを一部掲載しています。
- ・生活に不安を抱える市民の皆さまに、支援に関する情報を総合的に提供する生活支援ガイドを作成しています。随時更新して市ホームページに掲載しているほか、区役所(1ページ)、市役所1階市民の声を聞く課などで配布しています。

札幌市 生活支援ガイド [検索](#)

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を市ホームページで発信しています

札幌市 新型コロナウイルス [検索](#)

## 特別定額給付金の申請を受け付けています

家計への支援として、1人10万円の特別定額給付金を支給しています。申請書は5/18以降、世帯主の方宛てに順次発送しています。感染拡大防止のため、申請は郵送またはオンラインでの手続きとなります。

給付の対象となる方

本年4/27時点で住民基本台帳に記録されている方

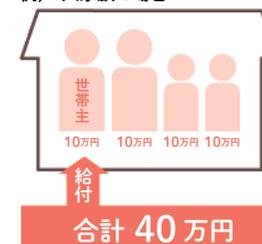
給付額

1人につき10万円

給付金を受け取る方

給付の対象となる方が属する世帯の世帯主

例)4人家族の場合



配偶者や親族からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)などを理由に避難している方へ

事情により本年4/27以前に、現在お住まいの住所に住民票を移すことができなかった方は、要件を満たした場合、申し出の手続きをすることで、世帯主でなくとも特別定額給付金を受け取れます。手続きの詳細は、特別定額給付金お問い合わせセンター(左ページ)へご確認ください。

配偶者からの暴力(DV)に関する相談先

- 区役所(1ページ)の健康・子ども課 母子・婦人相談員 (ただし東区は☎711-3214) 平日9時45分～16時30分
- 配偶者暴力相談センター☎728-1234 平日8時45分～20時、土・日曜・祝・休日11時～17時
- DV相談+ (内閣府相談窓口) ☎0120-279-889 毎日24時間 メール、SNS相談あり [DV相談+](#) [検索](#)



## 相談を受け付けています

### 税金の支払いに関する相談

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年同期比で約20%以上減少し、納付が困難である場合、無担保・延滞金なしで1年間納付期限が猶予されます。必ず納付期限までにご相談ください。

#### 市税(市・道民税、固定資産税など)に関する相談先

■市税事務所(21ページ表)の納税係  
平日8時45分～17時15分。ただし、6/15(月)～30(火)の平日は20時まで

札幌市 コロナ 納税 [検索](#)

#### 国税(所得税など)に関する相談先

■札幌国税局猶予相談センター  
☎0120-291-675 平日8時30分～17時  
詳しくは国税庁ホームページからご確認ください。

国税猶予 [検索](#)

#### 道税(自動車税、不動産取得税など)に関する相談先

■札幌道税事務所  
平日8時45分～17時30分

自動車税	自動車税部	☎746-1247
自動車税以外	税務管理部	☎746-1249
道税	コロナ猶予	<a href="#">検索</a>

### 保険料の減額・免除

新型コロナウイルス感染症の影響により相当程度収入が減少したなど、一定の要件を満たす方は、保険料の減額や免除を受けられる場合があります。

#### 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の問い合わせ

6/11(木)以降、専用コールセンターにお問い合わせください。  
☎050-3640-9301  
平日9時～19時

札幌市 コロナ 国保 [検索](#)

#### 国民年金保険料の問い合わせ

■ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-003-004  
平日8時30分～19時  
第2土曜9時30分～16時  
■区役所(1ページ)の保険年金課  
■年金事務所

札幌市 コロナ 年金 [検索](#)

### 就業に関する相談

新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方などの個別の状況に応じて、再就職に向けた職業相談・職業紹介などを実施しています。

#### 問い合わせ

■新型コロナ特別就業専門相談窓口  
(就業サポートセンター内)  
☎708-8321 平日8時45分～17時

## 離職などにより住居を失う恐れのある皆さまへ

### 住居確保給付金を支給する制度があります

生計を維持するために求職活動を行っている方に対して、一定期間、家賃相当額を支給するとともに、生活就労支援センターの支援員が就労に向けて支援します。支給額には上限があるほか、収入が減少していることや資産額、センターの支援を受けることなどの要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

#### 問い合わせ

■生活就労支援センター ステップ  
☎221-1766  
平日9時～17時

ステップ 住居確保給付金 [検索](#)

## 臨時特別給付金のお知らせを送付します

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している世帯を対象に、臨時特別給付金を支給します。受給のための申請は不要です。詳しくは、6/8(月)から対象世帯へ送付予定の案内文書をご確認ください。

※公務員の方は申請が必要です。詳しくはホームページをご覧ください

#### 給付の対象となる方

**4月分の児童手当が支給される方**  
(3/31時点で中学生以下の児童を養育している方を含む)  
※所得制限により、特例給付として月額5,000円が支給されている方は対象外

#### 給付額

**児童1人につき1万円**

#### 給付の方法

**6月期の児童手当を振り込む口座へ振り込み**

支給日は6/29(月)を予定していますが、決まり次第市ホームページに掲載します。  
※児童手当は6/12(金)に支給します(本誌18ページ参照)

#### 問い合わせ

■子育て世帯臨時特別給付金コールセンター  
☎211-2569  
平日9時～17時30分

札幌市 子育て世帯への臨時特別給付金 [検索](#)

## 生活資金にお困りの皆さまへ

### 生活福祉資金を貸し付けています

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方向けに、特例貸し付けを行っています。

#### 緊急小口資金 特例貸付

一時的に生計の維持が困難となった世帯に、生活費用を無利子で貸し付けます。

貸付額1世帯10万円まで。一定の要件を満たす場合は20万円まで

据置期間貸し付けの日から1年以内

償還期間据置期間終了月の翌月から2年以内

#### 問い合わせ

■区社会福祉協議会  
平日8時45分～17時15分

中央	☎281-6113	豊平	☎815-2940
北	☎757-2482	清田	☎889-2491
東	☎741-6440	南	☎582-2415
白石	☎861-3700	西	☎641-6996
厚別	☎895-2483	手稲	☎681-2644

#### 申請方法

**各社会福祉協議会、ホームページで配布中の申請書などを、各問い合わせ先に郵送**

札幌市社会福祉協議会 生活福祉資金 [検索](#)

## 感染拡大を予防する「新しい生活様式」に取り組みましょう

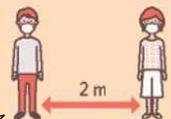
感染症対策を日常生活に取り入れていくための「新しい生活様式」の実践例が厚生労働省から示されました。感染者数が限定的になった場合でも、再度感染が拡大する可能性があることから、長期的な感染予防の取り組みとして、暮らしの中で実践していきましょう。

### 「新しい生活様式」の一部を紹介します

#### 一人一人の基本的感染対策

##### 感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
  - 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
  - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
  - 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
  - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる
  - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする



#### 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- こまめに換気
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 体温を毎朝測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



### 不安を感じたらすぐにご相談を

新型コロナウイルス感染症は、発熱や全身のだるさ(倦怠感)、乾いた咳を訴える方が多いことが特徴です。症状のない方の不安や疑問は、一般電話相談窓口にお問い合わせください。

●札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 ☎632-4567(毎日9時～21時)

次の症状がある方は下記を目安に救急安心センターさっぽろまでご相談ください。少なくとも①～③のいずれかに該当する方は、すぐにご相談ください(これらに該当しない場合の相談も可能です)。

- ① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある方
- ② 重症化しやすい方(高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方
- ③ ①②以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く方(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状だと思う場合はすぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です)

●救急安心センターさっぽろ(帰国者・接触者相談センター) ☎#7119 または ☎272-7119(毎日24時間)

聴覚に障がいのある方をはじめ、電話での相談が難しい方は、保健所健康企画課のファクス(622-7221)をご利用いただくか、全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。

全日本ろうあ連盟 相談窓口 検索

## 事業者向けの支援制度があります

### 道または市へ申請する 休業協力・感染リスク低減支援金

店舗の休業や営業期間の短縮など、感染リスクの低減に取り組んだ事業者に対し、支援金を給付します。市への申請が必要となるのは酒類の提供がない飲食店(右記④)のみです。道による休業要請や協力依頼を受けた事業者(①～③)は、道にのみ申請をしてください。

#### 市への申請の対象となる方

従来から19時以降の酒類の提供がない飲食店で、営業の休止、営業時間の短縮などの感染症防止策を4/25～5/15の期間実施した事業者(下記④)。

対象	道による休業等要請・依頼の対象施設			
	①法人事業者	②個人事業者	③飲食店(酒類提供あり)19時以降の酒類提供取り止め	④飲食店(酒類提供なし※1)
給付額	道 30万円	市10万円 道20万円	市20万円 道10万円	市 30万円
申請先	道へ申請			市へ申請

※1 酒類提供をしており、従来から19時以降の営業をしていない飲食店を含む

#### 市への申請方法

ホームページ、区役所、まちづくりセンターで配布中の募集要項を確認の上、7/31(金)(消印有効)までにオンラインか郵送で申請

### 道へ申請する 経営持続化臨時特別支援金

経営の持続化と感染拡大予防の両立を図るため、厚生労働省が示す「新しい生活様式」の実践に取り組む事業者に支援金を給付します。道が公表する申請の手引きを確認の上、道に申請をしてください。

#### 問い合わせ

専用コールセンターを開設予定です。  
電話番号は道のホームページでご確認ください。  
北海道 経営持続化臨時特別支援金 検索

要件	支援金A(道の休業要請対象)	支援金B(道の休業要請対象外)
	遅くとも5/19から、5/31までの期間、①か②の協力をいただいた事業者 ①道から休業要請を受けて施設を休業 ②酒類を提供する①以外の飲食店で、酒類の営業時間を短縮(19時まで)	遅くとも5/19から、5/31までの期間、①か②の協力をいただいた事業者 ①道から休業要請を受けて施設を休業 ②酒類を提供する①以外の飲食店で、酒類の営業時間を短縮(19時まで)
給付額	計10万円(道5万円、市5万円)	

### 国へ申請する 持続化給付金

月の売り上げが前年同月比で50%以上減少したなどの要件を満たす事業者に対し、中小法人などは200万円、個人事業者などは100万円を限度とした給付金が支給されます。詳細は経済産業省のホームページでご確認ください。

#### 問い合わせ

■持続化給付金事業コールセンター 持続化給付金 検索  
☎0120-115-570 ☎03-6831-0613(IP電話専用)  
毎日8時30分～19時(7月以降は土曜・祝・休日を除く。8月以降は17時まで)

### 事業者向けワンストップ相談窓口

経営や融資、市税の納税猶予や感染症予防、テレワーク機器導入に関する相談を受け付けているほか、社会保険労務士による雇用調整助成金などの申請サポートを行っています。

#### 問い合わせ

■事業者向けワンストップ相談窓口  
☎231-0568  
平日9時～12時、13時～17時